

名 称	能美市防犯カメラ設置補助金交付要綱（抜粋）	
目 的	町会・町内会が防犯カメラ及びその周辺設備を有効活用することにより、犯罪の防止と地域の防犯力を高め、安全で安心なまちづくりを推進するため、経費の一部を補助金として交付する。	
<p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助は、防犯カメラを設置しようとする町会又は町内会（以下「町会等」という。）に対し、予算の範囲内において行う。 2. 設置をしようとする町会等は、事業着手前に補助金交付申請書を市に提出しなければならない。 <p>(補助対象)</p> <p>防犯カメラ及びその周辺設備（防犯カメラの設置を示す表示板を含む）の購入及び設置に要する経費とする。</p> <p>(補助金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、1基あたり20万円を限度とする。 2. 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。 <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課（TEL：58-2217、場所：本庁舎2階）で担当する。</p>		
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい		
<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1181</p>	<p>【QRコード】</p> 	

※平成31年4月1日から施行